

●コミュニティ・スクール、地域学校協働活動事業

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール（北九州市型コミュニティ・スクールを含む）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図ります。

災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む

近年では地震や台風、豪雨などの大規模自然災害が日本各地で発生しており、本市においても、平成 30 年 7 月の豪雨により大きな被害が発生し、防災に対する意識が高まっています。

災害が起きた時に迅速に行動するためには、平常時からの準備が大切です。自分と周りの人の命を守るため、自分が住む、または働いている地域において起こりうる災害を想定して、避難時や避難所において支え合うことのできるネットワークをつくりましょう。

【実現に向けた取り組み】

◆災害時の助け合いの仕組みづくり

大きな災害が起きたときに備え、地域において安否確認や避難方法、避難所の運営などについて具体的に検討し、助け合う仕組みづくりを支援します。

【主な取り組み】

●住民参加型災害図上訓練（DIG）・避難所運営ゲーム（HUG）

DIG（ディグ）は、参加者が自分たちの住むまちの地図を囲み、危険箇所や避難場所などの書き込みを行いながら議論し、起こりうる災害像を具体的にイメージできる訓練を実施しています。

HUG（ハグ）は、参加者が避難所運営担当者となって、数多くの避難者をいかに適切に配置するのかを検討し、避難所で起きる様々な出来事を模擬体験できる図上訓練を実施しています。

◆避難行動要支援者の把握・見守りの体制づくり

高齢者や障害のある人のうち、避難する際に特別な支援を必要とする人が円滑かつ迅速に避難できるよう、個別避難支援計画の作成を進めるとともに、日ごろから地域住民や関係団体などと連携して、安否確認及び避難支援などの体制づくりを推進します。（→ P.42 へ）

◆福祉避難所の設置

介護や医療など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を受け入れることができる「福祉避難所」設置のため、民間の福祉施設と協定を結び、避難時の受け入れやその後の支援について、地域と連携しつつ迅速に対応できるような体制をつくります。

地域での活動報告

令和2年9月の台風10号による福祉避難所の開設及び地域との連携

ある施設では、毎年近隣校区で実施される避難訓練に参加するなど、日ごろから地域との連携を強めています。

超大型と言われていた台風10号の際には、台風が来る2日前から施設内で対策チームを立ち上げ、その後近隣の自治会・町内会、市民センター及び行政と連携して、福祉避難所開設や要援護者の施設への移送、食事提供を含めた支援と情報共有を行い、当日の迅速な避難に結び付けました。

◆災害ボランティアセンターの設置・運営のためのネットワークづくり

本市では、災害発生時および発生後に速やかな復旧・復興を進めるため、災害ボランティアセンターの設置・運営について、社会福祉協議会と市の間で取り決めを設けています。

毎年、社会福祉協議会において、大規模災害時に全国から参集するボランティアを受け入れ、被災者ニーズに沿った円滑な支援活動につなげるため災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を各区で展開しています。

災害時の避難行動要支援者の支援について

【国の方針と本市のこれまでの取組み】

平成23年3月の東日本大震災を教訓に、平成25年6月の災害対策基本法の一部が改正され、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。

この改正を受け、内閣府は、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を策定・公表しました。

取組指針に 盛り込まれた 項目

- I 改正災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項
 - 第1 全体計画・地域防災計画の策定
 - 第2 避難行動要支援者名簿の策定等
 - 第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用
- II さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項
 - 第4 個別計画の策定
 - 第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

本市においても平成 26 年度から「避難行動要支援者避難支援事業」を開始し、自治会が中心となり、民生委員や社会福祉協議会の協力を得ながら、地域における支援体制づくりを行っています。

具体的には、避難の際に支援が必要な高齢者や障害のある方々の情報を、ご本人の了解を得たうえで自治会などへ名簿として提供し、災害時にはその名簿を活用して適切な避難誘導を行うというものです。(令和 2 年 7 月末現在で 735 人の名簿を作成しています。)

【今後の方向性】

今後も避難行動支援のための個別計画策定を進めていくためには、要配慮者と地域、要配慮者と行政、地域と行政といったつながりを強めていく必要があります。

また、日常生活を営むための福祉サービスと災害時の避難や避難後の生活を、切れ目なくつなぐことが重要です。

高齢者や障害のある人といった災害時に要配慮者となり得る方々は、平常時には介護支援専門員や相談支援専門員といった福祉関係者を通じて、介護保険サービスや障害福祉サービスを使っていることが多いと思われます。

災害が発生したときにも、要配慮者の身体的な機能に変わりはありませんが、道路の寸断、公共交通機関の停止、避難所や仮設住宅といった生活環境への適応の難しさといった形で、日常生活を継続する前提が著しく変化します。

災害に伴って生じる環境の変化を想定し、要配慮者の個別の事情に配慮して、環境の変化にどう対処するかをあらかじめプランニングし、要配慮者や福祉関係者そして地域が共有する取組みを平常時から行うことを通じて、誰一人取り残さない地域、誰一人取り残されない社会を創っていくことが必要です。

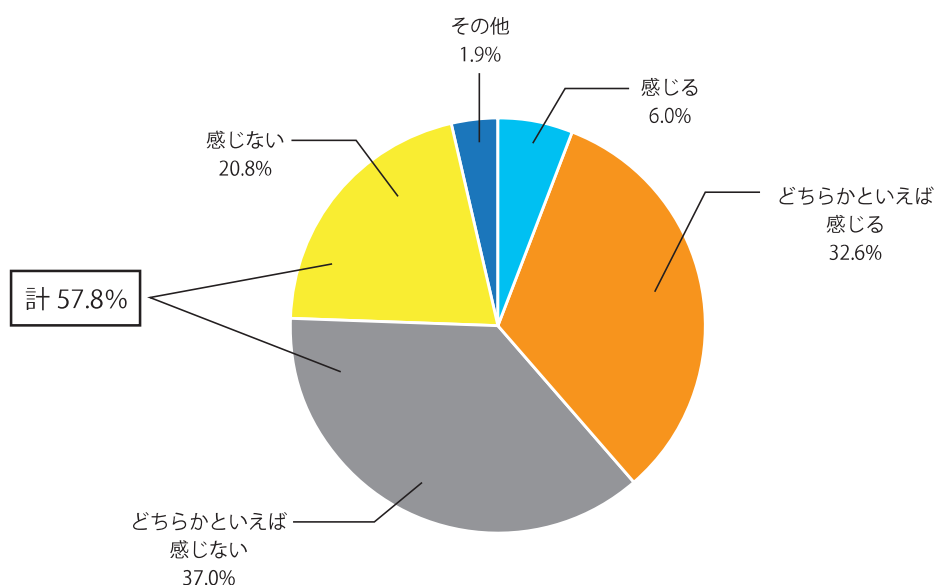
【基本目標 3】 支え合いの輪につなげよう

地域には多種多様な課題がありますが、住民が日常生活の中で、なにか困ったことに直面した時、必要な福祉サービスについての情報がすぐに入手できることや、気軽に相談できる窓口があることが必要です。

しかし、市民意識調査において、「福祉サービスについて欲しいときに欲しい情報がすぐに入手できていると感じるか」について尋ねたところ、「どちらかといえば感じない」「感じない」と回答した人が半数以上でした。（図表 5-2）

また、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するためには、地域の住民同士の支え合いや見守りだけでなく、地域で生活続けるため、必要に応じて専門的な支援や専門機関ともつながり、本人と支援者、地域住民との継続的な支え合いの輪につながることも大切です。

図表 5-2 福祉サービスについて欲しいときに欲しい情報がすぐに入手できていると感じるか（複数回答）



そこで、地域で次の4つのことを目指していきます。

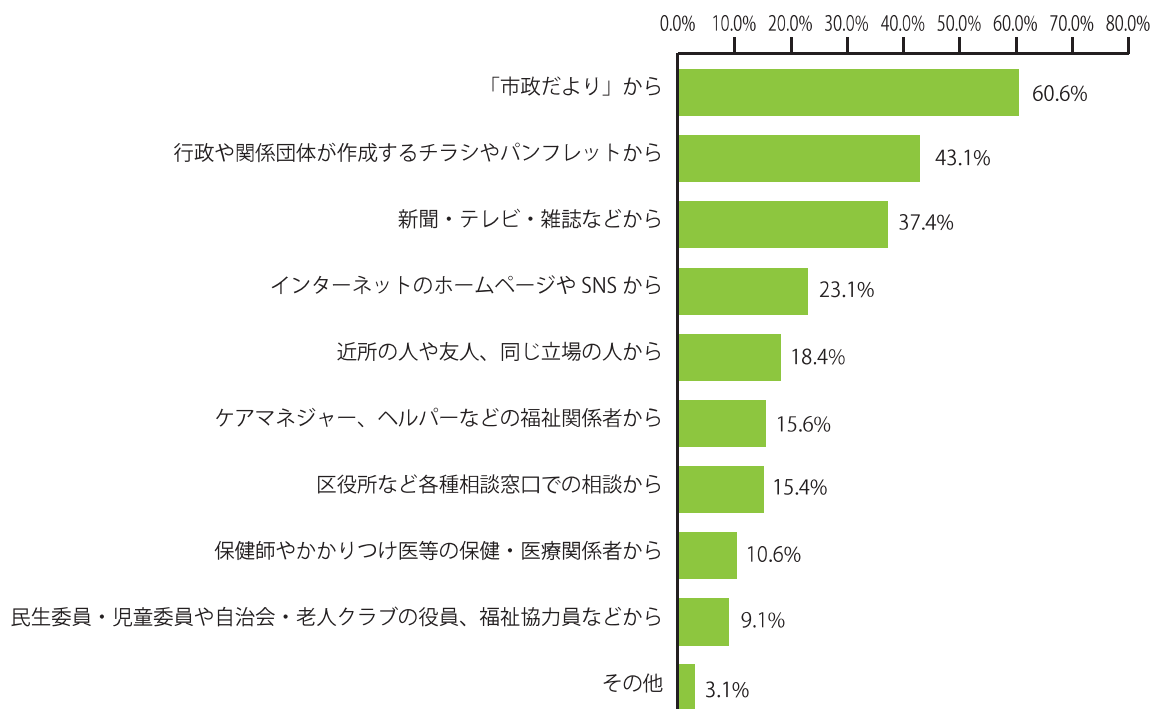
- わかりやすい情報提供を推進する
- 地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、包括的な相談支援の体制をつくる
- 制度の狭間にある人や地域で孤立している人などに支援が届く体制をつくる
- 地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる

わかりやすい情報提供を推進する

支援を必要とする人が、自分に合った支援につながることができるよう、身近な地域にどんなサービスや地域資源があるのか、相談窓口での情報提供を含め、わかりやすい情報提供の仕組みを検討します。

また、地域において、様々な事業者や団体が福祉サービスの提供や、ボランティアを実施していますが、実際に支援を必要としている人に情報が届いていないことも見受けられます。行政をはじめ事業者や NPO・ボランティア団体等が自ら、積極的な情報発信に努めましょう。(図表 5-3)

図表 5-3 福祉サービスの情報源（複数回答）



【実現に向けた取組み】

◆障害がある人や外国人などすべての人に等しく届く情報提供の推進

障害のある人や外国人などが、医療・保健・福祉や安全・安心などをはじめとする情報を容易に取得することができ、必要なサービスや支援を受けることができるよう、障害のある人や外国人に配慮した情報提供に努めます。

地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、 包括的な相談支援の体制をつくる

地域住民の課題は複合化・複雑化しており、相談者の属性・世代に関わらず包括的に相談を受け止め、適切な支援者や支援機関へつながる仕組みが必要です。そのため、国は重層的支援体制整備事業を推進することとしています。

本市では、平成20年から、行政が出前主義で地域に出向き、支援を必要とする人が社会的に孤立することがないように見守り、必要な支援につなげていく取組みである「いのちをつなぐネットワーク事業」を行っていますが、このような既存の仕組みを活かして、本人・世帯の属性にかかわらず受け止め、「包括的な相談支援体制づくり」を進めます。（→ P.49 へ）

地域においては、見守りや気にかける関係を広げ、必要に応じて専門的な窓口や機関へつなぎましょう

また、相談支援機関においても、日ごろから、各相談支援機関の連携を強めながら、サービスを提供する中で本人や家族が抱える他の問題に気付いたときは、各専門の支援機関や事業者につなぐことで、包括的な支援に取り組みます。

制度の狭間にある人や地域で孤立している人などに 支援が届く体制をつくる

「8050問題」^{※1}に代表されるひきこもりや、子育てと介護のダブルケア、ヤングケアラー^{※2}など課題が複合化・複雑化することで、単独の相談窓口がないなど、いわゆる制度の狭間で必要な支援が届いていない人にも支援を届け、社会とのつながりを回復することが必要です。

関係機関等の連携により潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するとともに、必要に応じて訪問支援などのアウトリーチによる継続的な支援、社会とのつながりを回復するための「参加支援」や居住支援により地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会や役割を生み出す仕組みづくり（「地域づくり」）を進めます。（→ P.50 へ）

また、ホームレスの就労・社会参加の支援、犯罪をした人の円滑な社会復帰の支援による再犯防止、自殺対策などの多様化する課題に対してきめ細かな支援を行うため、ホームレス自立支援法や再犯防止推進法、自殺対策基本法などの趣旨を踏まえ、個別計画に基づき地域での取組みを推進します。

【実現に向けた取組み】

◆住宅セーフティネット機能の充実

高齢者、障害のある人、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が、世帯の状況に応じた住宅を円滑に確保できるよう、市営住宅の適切なマネジメント、公的賃貸住宅との連携、民間賃貸住宅を活用した居住支援などにより、住宅セーフティネット機能の充実を図ります。

※1 80代の親と引きこもり状態にある50代の子どもが同居する世帯が抱える様々な問題

※2 本来、大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をしている18歳未満の子ども

【主な取組み】

●北九州市居住支援協議会

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対し、民間賃貸住宅の円滑な入居の促進に関して情報の提供等の必要な措置について協議します。

地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる

判断能力に不安がある高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、地域においての見守り等の活動から支援へつなげることが大切です。

また、高齢者、障害のある人、子どもへの虐待が起きる原因のひとつに、核家族化や地域との関わりが希薄になることで、介護者や保護者に身近に相談する相手がおらず、悩みを一人で抱えてしまっていることがあります。

それぞれの悩みを家庭だけの問題ではなく地域全体の問題としてとらえ、地域での交流や支え合いによって、悩みを抱える人が地域で孤立することのない環境をつくり、支援が必要な人がいることに気づいた場合には、相談支援機関につなぐことによって、早期発見からの支援につなげましょう。

【実現に向けた取組み】

◆判断能力が不十分な人への支援

判断能力に不安がある認知症高齢者や精神障害のある人、知的障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民や地域及び関係機関との協働により、権利擁護の取組みをさらに推進します。

また、地域における見守り等の活動から支援へつなげるための権利擁護に関する啓発や、高齢者福祉・障害者福祉の関係者をはじめ、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化し、本人の意思を尊重した支援を行います。

【主な取組み】

●権利擁護・市民後見センター らいと（北九州市社会福祉協議会）

〈地域福祉権利擁護事業〉

判断能力が十分でないことにより自身では福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理等を適切に行うことが難しい人を対象に、地域で安心して暮らせるように支援します。

〈法人後見事業〉

身近に適切な後見人等がない人や、個人の後見人等では生活を支えることが難しいニーズのある人を、家庭裁判所から成年後見人等の選任を受け、地域の関係機関・専門職と共に支えます。

●北九州成年後見センター みると

法律専門職（弁護士・司法書士・税理士・行政書士）と福祉専門職（社会福祉士）や老いを支える北九州家族の会がひとつになって、北九州市社会福祉協議会と共に立ち上げた法人で、成年後見制度についての相談対応や、法的に高度な専門性を必要とする場合などの法人後見、権利擁護に関する啓発活動を行っています。

●北九州市成年後見支援センター

本市の成年後見制度の利用を促進するため、令和元年10月、前記「みると」に中核機関業務を委託し、「北九州市成年後見支援センター」を開設しました。中核機関では、法律専門職や福祉専門職などの専門職団体との連携、地域包括支援センターや北九州市社会福祉協議会をはじめとする、これまで培われてきた権利擁護システムを活用した地域連携ネットワークの構築を推進します。

また、地域連携ネットワーク全体で、成年後見制度に関する広報、相談、受任調整、後見人支援の4つの機能の充実と促進に取り組みます。

◆虐待・暴力の予防、早期発見から支援へつなげる環境づくり

高齢者、障害のある人、子どもへの虐待や配偶者への暴力の予防のため、地域において積極的な啓発を行うとともに、「身体・知的障害者相談員」や「保育カウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」など相談・支援の担い手を配置することで、早期発見から支援につなげる環境を作ります。

〈各相談支援機関〉

高齢者	地域包括支援センター
障害のある人	各区の高齢者・障害者相談コーナー 障害者基幹相談支援センター
子ども	各区の子ども・家庭相談コーナー 子ども総合センター
DV	各区の子ども・家庭相談コーナー 北九州市配偶者暴力相談支援センター